

## 市職員の懲戒処分等について（公表）

令和8年5月1日

酒気帯び運転をした職員について、令和8年5月1日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

### ○ 処分事案の概要

令和7年11月19日（水）午後11時32分頃、市長部局職員が酒気帯び運転をしたことにより検挙された。

### ○ 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第3号

### ○ 処分の内容

被 処 分 者				処分の 内容	処分の理由
所属	職級	年代	性別		
市長部 局	係長 級	40代	男性	6月間 の停職	令和7年11月19日（水）午後11時32分頃、市長部局職員が酒気帯び運転をしたことにより検挙された。 このことは、全体の奉仕者である公務員としての責任感や自覚を欠いたものであり、地方公務員法第29条に定める懲戒事由に該当する行為である。